

平成 29 年度（3月）  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 錄

開催日時 平成 30 年 3 月 23 日（金）  
10：00 ~ 11：15  
開催場所 和歌山県自治会館  
3 階 304 会議室

平成 29 年度（3月）  
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成 30 年 3 月 23 日（金） 10：00～11：15

2 開催場所 和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

3 出席委員 大浦 由美 委員  
寒川 歳子 委員  
高須 英樹 委員  
谷関 俊男 委員  
田渕 鉄也 委員  
中西 重裕 委員  
野田 寛芳 委員  
三本 修平 委員 計 8 名

4 県関係出席者 森林・林業局 局長 新谷垣内 真琴  
森林整備課 課長 泉 清久  
〃 副課長 田中 雅道  
〃 緑化推進班長 石橋 寛紀  
〃 主任 栗生 剛  
〃 技師 下山 徹  
海草振興局林務課 副主任 西原 兼人  
〃 主事 川島 有美  
那賀振興局林務課 主事 井潤扶由子  
伊都振興局林務課 副主任 辻 和信  
有田振興局林務課 主主任 目良 誠一  
西牟婁振興局林務課 主主任 山崎 直哉  
東牟婁振興局林務課 主事 畑下 勝美

平成 29 年度（3 月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成 30 年 3 月 23 日(金)午前 10 時より

場所：和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

開 会 午前 10 時 01 分

田中副課長

「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催します。

本委員会の成立を報告します。

本委員会の定足数は、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第 4 条第 3 項の規定で「過半数」となっています。本日は、8 名の委員全員にご出席いただいておりますので、本委員会が成立することを報告します。

本日の議事録については、発言委員名を伏せて県のホームページで公開をしますので、ご了知いただきたいと思います。

会議の議長は、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第 4 条第 2 項により、委員長が当たることになっておりますので、  
■ 委員長に議長をお願いします。

■ 委員長、よろしくお願ひします。

■ 委員長

■ でございます。皆様よろしくお願ひします。

それでは、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第 7 条第 1 項に基づき、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■ 委員と ■ 委員にお願いします。

[両委員うなずく]

■ 委員長

それでは、議事に入ります。平成 19 年度第 1 回の委員会で決定したとおり、自由な議論を行うために非公開とします。

そのため、報道関係、傍聴者の方がおられるか確認します。  
事務局、いかがでしょうか。

栗生主任

おりません。

■ 委員長

次第に従って議事に移ります。

まず、議事の 1 番「平成 30 年度紀の国森づくり基金活用事業

に係る公募事業の審議について」を議題とします。

委員の皆様に事前審査していただいた評点の結果等について、当局から説明をお願いします。

石橋班長

公募事業の概要と評点結果及び選定要領について説明します。資料の 1 ページをご覧ください。

今回の公募事業は、平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 2 月 9 日の期間で募集したところ、申請件数 16 件、申請額 1,385 万 2,995 円の応募がありました。

活用の方向性別では、「森とあそぶ・まなぶ」が 14 件で、全体の約 8 割を占めています。また、「森をつくる・まもる」が 3 件、「森をいかす」が 3 件となっています。地域別では、紀北、紀南が多く、紀中が少ない傾向です。

次に、評点要領の概要について説明します。資料の 2 ページをご覧ください。

まず、選定要領の概略は、応募された事業は県で、紀の国森づくり税条例及び基金条例の趣旨並びに要綱等と照らし整合性を確認しました。その結果、全ての応募事業に整合性があると判断し、事前審査として委員の皆様に評点シートの作成をお願いしました。

評点シートの結果をもとに、この委員会で審議することとなります。

適否の判定基準は、「適当」は各委員の評点の平均点が 23 点以上のものとなっています。ただし、23 点以上であっても 0 点が採点者数以上である場合、あるいは過半数の採点者が 0 点とした項目がある場合は「適当でない」となります。

ほかに、再評点を行うことがふさわしいと判断された事業については、この場で再評点を行っていただき、その採点結果で決定します。

県は、この委員会の適否の決定を受け、事業の採択を行うこととしています。

なお、今回、4 番目の「[ ]」の審議については、当委員会の [ ] 委員が申請団体の会員として所属されておりますので、審査の公平性の観点から、本団体の審査から外れいただいております。

それでは、事前審査の結果について説明します。資料の 4 ペ

ページ上段をご覧ください。

今回、事前審査では 16 事業のうち 14 事業が 23 点以上、2 事業が 23 点未満となっており、資料下段に 23 点未満の事業を掲載しています。

次に、5 ページ以降に、事前評価における各委員の項目別点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載しています。

県からの特記事項として、2 点あります。

まず、7 ページの 6 番目「[REDACTED]」について、「紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱」では、団体の運営上必要な恒常的経費は補助の対象外となります。今回インターネットでの PR として SNS の費用 7 カ月分が計上されていますが、これについては団体の恒常的経費のため補助対象外と思われます。

次に、10 ページ「[REDACTED]」についてです。

[REDACTED] 費として [REDACTED]  
への委託費 [REDACTED] 円を計上していますが、内訳を見ると人件費が公募基準の上限額 2 万円を超えており、スタッフの旅費が県内移動分のみ補助対象となっているところを、東京からの計上となっています。不明な内訳については、申請者に確認の上、上限内で実施するよう指導予定です。

また、追加資料として「応募申請内容の確認表（追加質問分）」をご覧ください。

3 番目「[REDACTED]」、4 番目の「[REDACTED]」、11 番目の「[REDACTED]」に対する確認表について、追加確認した事項を朱書きしています。

本日は、申請窓口である各振興局の担当者も同席しています。現地の状況や団体の意向等も把握していますので、ご質問等がございましたら各担当者からお答えします。

各事業の特記事項のうち、代表的な意見は、採択者への通知の際に留意事項や意見として記載します。

なお、この留意事項については、委員会終了後、改めて各委員に内容の確認をお願いします。

[REDACTED] 委員長

評点の結果につきまして何か質問等ございませんか。

全部で 16 件の応募があり、2 つが 23 点未満となっており、

この 2 つが現状では判断基準の「適当でない」となっています。

応募事業別の評点結果を見ますと、必ずしも全てが低い点数ついているわけではありません。

今回、「適当でない」という判断基準にあります 2 つの事業の結果について、この場で再評価の支持があれば再評点となります。もしそのままでよいということであれば、このまま「適当でない」と判断されます。何かご意見ありますか。

#### ■ 委員

評点の結果を見ると、必ずしも皆一様に同じような点をつけてのこの平均点ではないということは、各委員が十分審査ができる状態にあったかどうかが一つあると思います。

活動の状況を日ごろから知っている団体から出てきたもの、初めて出てきたものという点で、わかりにくいところがあります。効果の点や、予算の内容でばらつきが特に多いと思います。団体の思いや実際にどのように実施しようとしているのかが非常に表記しにくいというのが一つあると思います。これが原因となり評価のばらつきが一部分で生じていると思います。

この中で、指導して良い活動に導き得るものであれば、できるだけ参画して実施をしていただきたいという思いですが、客観的に見て少し疑念が残るものはきちんと判断していく必要があります。これについては振興局の担当者の方に、情報を聞いて認識をした上で判断してはいかがでしょうか。

#### ■ 委員長

確かに申請書の様式はたくさん書いても良いですが、そうすると判断が難しくなってきます。少ない記載では判断が難しいということで、長年工夫してこのようになっていますが、それでも全部書き切れるわけではありません。

これを補うとすれば、振興局の皆さんに補足事項をお伺いしたいと思います。応募番号 6 番、11 番について、何か補足することがあれば一言いただきたいです。

海草振興局  
農林水産部  
林務課  
西原副主査

「[ ]」について、講師の謝金などの経費が高いというご指摘ですが、団体としては、確実に技術や安全

面を考えて指導してくれる専門家に頼んでいるということです。

まだ改善できる点はあるかと思いますので、今後、改善点やここを直せば採択の可能性が高いなどがあればご指導をお願いします。

■委員長

特にこの判断に関係するようなところで委員の方からご意見、いかがでしょうか。

■委員

新規で応募される方については、情報を紙だけで提供をしてもらうのは非常に難しいと思います。それぞれの熱い思いをどうくみ取るかというと、3年、5年先どういうものを目指しているかという計画を立てることによって、より具体的な実効性とが見えてくると思います。

何を最終的にどういう形で目指していこうとしているのかは、計画を見るとわかると思います。例えば新規の「[ ]」、この取り組み自体は和歌山県の林業に重要なことで、三重県もほかの県でもかなり力を入れて実施している取り組みです。

ただ、一般の人にこれを周知する、理解してもらうのは非常に難しいと思います。難しさはありますが、重要性はあると思います。どこまで皆さんに理解していただくかというのは一つの大きな課題になると思いますが、一般的に新規の事業については、3年、5年先にどういうものを具体的に目指していくという一つの計画を出してもらうことによって運営委員の方も評点しやすくなるのではないかと感じています。

再審査するに当たっても、計画を出してもらってもう一度評価ということも必要ではないかと思います。

■委員長

一般に再評価する場合は、選定要領の手順に従って、「適当」か「適当でない」かの判断をします。もしこの場で、皆さんが納得できるようなシチュエーションができましたら、再評価でもう一回この場で投票することになっています。もし追加の情報が必要であるとか、もう少し団体の方の話を伺いしたいということであれば、今回は「適当でない」という形にして、次の2次募集に向けて申請書の作成や計画等を頑張っていただくという手順になろうかと思います。

「[ ]」のほうでも何か振興局等の方で追加の情報

等ございますか。

西牟婁振興局  
農林水産振興  
部林務課  
山崎主査

「[REDACTED]」は、アカネ材について、より広く PR を行う団体です。アカネ材が普通の木材と大差がないことをパンフレットにより広めていきたいと考えています。そのためのパンフレット費用が多めに計上されています。

この団体は、昨年新しくできた団体で、構成委員のほかにサポートする方が 4 名から 5 名おり、今後メンバーを増やしていくことも伺っています。今回は団体の構成員に限定し、3 人で申請していると伺っています。

[REDACTED] 委員長

「[REDACTED]」の確認表でも、幾つか指摘をしていただきており、最初よりは大分情報が集まっていたのですが、例えば三重県なども連動した取り組みがあるなど、もう少し全貌がわかると、よりこの事業の意義が見えたのかなというところです。

この 16 件のうちに基準点である 23 点以上の申請が 14 件、下回っている申請が 2 件ですが、これについて判定して参ります。

[REDACTED] 委員

6 番と 11 番ですが、私も低い点をつけておりました。これは事務局から回ってきたときに、今回の申請全てについて目的に反しているものはないということでありましたので、基本的には全てが採択されるという予想のもとに、ほかの事業と比べた評点で、これを却下するというような気持ちではなかったものです。

内容については、この目的に合っていることを事務局で判断しており、この 16 件がこの基金の目的に反しているわけではなく、ある程度修正意見があった中で採択されると思ってつけたものです。低い点をつけていますが、その中でも採択される方向に持っていければ良いという気持ちです。

[REDACTED] 委員

「[REDACTED]」に関しては、会員が 3 名で、補助申請の金額は 100 万円を超えてます。現地研修や森林見学、講演会等々を行うのは良いのですが、この資料ではどのような方法で実施

するのかというのがわかりにくかったというところでした。

「[REDACTED]」に関しては、リースのチップ粉碎機を使い、竹・木のチップづくりの指導員に対して2万円支払うという計画です。チップをつくるのに安全管理は必要でしょうが、その指導に2万円必要であるのかというところと、やはり100万円を超える事業費の申請ですので、もう少し丁寧な説明や、節約するという気持ちも出していただきたいところです。

[REDACTED]委員長

提出された申請は、できるだけ実施していただきたいものばかりであります。やはりこの基金が皆様の税金からいただいているので、使途についてもう少し考えてほしいです。

まず再評価するべきかどうかというところでご意見いただきたいです。再評価の必要があると判断される方いらっしゃいますか。

[REDACTED]委員

もう一つだけ補足的なことで申し上げます。

例えば、この「[REDACTED]」は、総額が高いです。内容を見ると、年間を通じて何回も実施するので1回1回で見るとそれほど高くないです。全体額で見ると、高い、講師代も高い印象です。「チッパーで一日借り上げ[REDACTED]万幾らですか」と質問しましたが、これは運転者までついてであるから高いのか、機械が非常に高いのかが分かりません。さらに、年々これだけの実績を積んでいるのであれば、自分たちで補助できるという人をもっとふやしていただきたい。

高い点をとった団体の中には県民が税金を払ってくれているおかげでこの活動ができるということをきちんと保護者や参加する児童たちに伝え、理解させながら実施している団体があります。

このようなことを考えると、県民の大手な税金を効率よく、どこから見ても非常に良い使い方をしているなど分かるような努力をしていただく、そこへ向かって実施していただくということが大事かと思います。修正が可能でしたら、評点を変えることもありえるかという気はします。

[REDACTED]委員長

この場には関係の方はいらっしゃないので、見直しはすぐにできることではなく、やはり一度こちらの意見をお伝えして、

また考えていただく期間が必要な事案だと思います。

この基準以下の2つの事業については、この場ですぐに直る、そのように考えていただけるかどうかについては少し不明な点があると思います。私は再評価の必要はないのではないかと判断しますが、いかがでしょうか。

[各委員うなづく]

■委員長

「適當」と判断される申請が14件、「適當でない」と判断される申請が2件ということでおろしいでしょうか。

[各委員うなづく]

■委員長

それでは、14件を「適當」ということで本委員会の審議結果として県に報告したいと思います。

この審査に当たって、個別の事業に対しても、それから全体に対してもいろいろご意見いただきましたので、この一部の事業については留意事項や条件をつけるか否か検討が必要だと思います。

それでは、「適當」と判断されました14件についても、条件を含めて意見として付したらどうかという点がございましたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

■委員

2番の「[ ]」ですが、申請書の会則を見ますと、これは運動を主とした親睦団体ですね。活動は、[ ]で間伐体験をするなど、森林の保護であるとか保全に貢献する事業ですが、活動自体は家族や子供たちの親睦が会としての目的です。

そもそも森林を目的として形成された会ではない会が、構成員の親睦を目的にこのお金をいただいて活動しているというよう見えて仕方ありません。

プラスアルファとして森林にかかる活動を会の活動として組み込んでいったほうが、より良いのではないかなと思っています。

■委員長

「[ ]」自身は、申請を継続して活動している団体で

すが、確かに会の目的には「森林」という言葉は出てこない団体です。ある意味、恒例行事になっていて、その際にこのような間伐や木工体験を通じて身近にある自然の大切さ、重要性、森林に触れる、自然に触れることで位置づけられていると判断できる面もあるかと思います。

■委員

「まなぶ・あそぶ」という理由では、森に入らない、木を切らないよりは切ったほうがよろしいかと思います。

■委員

このようなクラブがあっても、森林整備目的ではなく、いろいろな活動をして、その中に森林に親しんでいただくという取り組みもありとは思います。

■委員

もともとどんな団体が申請できるかというと、団体であれば、規約があれば、そして会計ができればどこでもいいと、広く県民が積極的に参加してくださいという趣旨で始まっているので、それは良いと思います。しかし、確かにこれだけ継続してこの団体が公共的なところへも木工品を供給しながら実施しているのですから、会の皆さんのが合意、納得するなら、会の活動の柱の一つに会則へ入れていただけたら、それも良いという気はします。

泉森整課長

広く、大勢の方にこういう森林に親しんでいただく、そういうことで「まなぶ・あそぶ」という点も一つの柱になっており、県内に居住する人または団体で、森林が活動の目的でなくても、個々に森林というものを書いていなくても、それも含めて総合的に総合学習の中でこういうような事業を実施していただければなと思っています。

もしわかりやすくするのであれば、会則の中に森林・林業活動というか教室のような学びも入れていただければ、オープンになったときによりわかりやすく説明できると思っています。振興局を通して団体に、このような意見が出たが、いかがですかと提案していただければと思っています。

■委員

もう一つの方法としては、地域でまとまっていると思いますので、会員以外の方にも呼びかけて参加をしていただくといつ

た方法もあるかと思います。

■委員長

そのような意味では、このような団体に、和歌山県の森づくりをサポートしています、いろいろな活動の際にスローガンを掲げていただくなども考えられますね。

ぜひこちらのクラブなどについても、このような普及にご協力くださいということ、あるいは活動の中で柱に据えてくださいと、そんな意見を附帯することも良いと思います。

■委員

3番の「[ ]」のシイの大木に関しては、追加質問分の答えの内容からすると、大木は伐採しないという意味ですか。

栗生主任

大木は伐採すると聞いています。

ただ、各団体さんは、いろいろな考え方がありますので、森林整備の様々な方向性を、県としてどこまで指導できるかというところがあり、今回は整合ありということで皆さんにご審議いただいております。

■委員

少し気になっているところです。

■委員

去年、気になり確認事項で質問をしました。大木を伐採するために何十メートルもある木を切るので、今回も高所作業を行う、1人1日[ ]万円の委託で4本切るということですね。

なぜ4本大木を切るのかと聞いている話が、鬱蒼と茂りかえり、真っ暗になってしまい、もともと地域の人々が寄り集まって交流の場になった山が、山に入ることさえうつとうしくなっているのだと伺っています。それをみんなが入りやすい、少し明るさを増したような山にしたいということであったと思います。

全部ではなくて、3割位切ると去年回答があったと思います。

■委員

[ ]委員、退席] (午前10時52分)

■委員長

この質問を見て、その地域の方がイメージされている原風景と森林というのは、昔よく里山を使っていた時代の明るい山をイメージされているのだろうと思いまして、森づくりの方法あ

るいは森を維持していく方法というのは一つではないと思います。少し継続的に手をかけながらやっていただけるのであれば、そのようなやり方もあるのでしょうか。

このあたりについては、その後花木を植える計画が入っていますので、郷土樹種に配慮していただくといったアドバイスが必要だと思います。

まず、14件を先に見ていただきたいのですが、この中で特に先方にお伝えしたほうがいいというものをご判断いただければと思います。

応募番号9番の草刈り機ですが、余りにも汎用性が高い機械であり、草刈り機を使って参加者の皆さんに何かしてもらうということでもなく、場所の整備のために草刈り機本体が必要だという計画になっています。

草刈り機の替えの刃や燃料であればわかるのですが、草刈り機本体を買うのはいかがかなという意見を持っております。あと安全掲示看板セットについてです。これは基金の使途としては遠慮していただきたいと思っています。

先ほど「適当でない」と判断された2件について、今後に向けたアドバイスがございましたらご意見いただきたいです。

応募番号の6番については、基金を活用していることの本旨を踏まえてもう一度、先般来、指摘が続いています講師の謝金や機械の借り上げ代についてもう一回見直していただきたい。

ベンチやテーブル、玩具などを寄附する、寄贈するということが書かれておりますが、寄贈先などについて全く計画が見えません。決して安い金額ではないので、このあたりも先方と話を詰めてから、雨ざらしにされたりする事がないように、話し合いをつけてから申請にしてほしいと思います。

11番の「██████████」ですが、全体計画が見えませんでした。会員は3名となっていますが、ほかにもっとプロジェクトに協力していただく方はいるということは書かれているのですが、定かではありません。

活動自体は非常に重要だと思いますし、以前に提出のあったパンフレットを1回配布するのみのような計画に比べてきちんと森林に参加者を連れていく、ワークショップをする計画にな

っており、非常にこの問題を理解していただくことを目指している取り組みだと思います。ある意味非常に惜しいと思っています。もう少し公益性を示せればよいと思います。委員会の中でこのような公益性があると判断できるような計画につくり上げてほしいと思います。

先ほどの三重県とも連携した事業であるという情報は積極的に出していただいて、決して営利のためのパンフレット配布ではありませんというところをもう少し見せていただけだと良いと思います。

■委員

今の「[REDACTED]」に、アカネ材のよさはどのようなところにあるのですかと質問させていただきました。計画書を見ますと、現状ではチップや合板への使用が大半であるところを今後は家具や何かにも使っていきたいということが書かれています。この辺の可能性や、具体的に材としてのよさがわかる内容にしていただけたら、十分あり得ると判断できる内容になるのではないかなどと思って読ませていただきました。

■委員

全般を通じて、経費の使い方、配分、投資効果について、いつも悩みます。委員皆さんの意識によく上るのが講師代や機械借り上げ、場合によっては、パンフレットをつくる委託費についてです。委員は基本余り知らないということを前提に、特に県の指導を担当する方には、何にも知らない委員たちにきちんと伝わるように、高いかもしれないと思われるところは注意して、わかるような、伝わるようなやり方で申請書を作成した方が良いということを指導していただきたいです。

この委員会の一番の役割というのは、「単価チェック委員会」ではありませんので、本当にこれは県民のためになるのだろうか、森林のためになるのだろうかという核心のところを判断するのが一番の委員の役割であると思います。単価チェックばかりに心血を注がなくとも良いような申請が上がってくると非常に良いと思います。

■委員長

PRのしどころは現場を通じてご指導いただけだと良いと思います。

確かに「単価チェック委員会」ではありません。事業の可能性や波及効果、コンセプトを一番に判断して、その後は今のように少し意見をつけることや、現場の方にご指導いただくなどをすることで良い方向に向かっていくと思っています。

「適当」という判断をこの14件にするに当たり、今お話をいただいた特記事項を付すことといたします。

ただし、今ありましたように、「適当」とされたものであります。いろいろご意見もいただいておりますので、今後この意見を参考に県のほうからの指導をお願いします。

それでは、今回の活用事業の公募につきまして総括的なご意見がありましたらと思いますが、大体今出た感じでよろしいでしょうか。

#### 〔各委員うなづく〕

■委員長

それでは、今回の公募事業についてですが、今回改めて新規の事業も3件ほどあり、そのうち2件は申請を通過しております。このあたりは、振興局のご指導の賜物だと感謝申し上げる次第です。

数年続く傾向で、新規の事業が通りにくいこともありましたので、引き続きなるべくいろいろな方に参加していただけるよう、あるいは継続であっても今回活動内容が割と一新されているような、そのような会もありましたので、そのあたりいろいろと県のほうからもアドバイスをいただければと思います。

それから、昨年、現地見学ができてませんでしたが、現地見学によって委員はいろいろ見る目を養ってきたように思います。今年は早目に活動状況を把握していただき、私たちも現場に行っていろいろ見たり、話を聞いたりできればいいかなと思っております。

今国のほうの森林環境税、森林譲与税という話がいろいろ進んでおります。4月から既に前借りのような形で始まるわけですが、今焦点になっているのは、新たな森林管理システムと言われています。所在不明あるいは持ち主不明の山をとにかく何とか管理の網に入れようというところが非常に強いなと思っています。逆に言えば、いわゆる環境林づくりというところにどのように税から来る資金が活用できるのか、少し見てこないと

感じています。

今度は、今まで林野庁とのお付き合いがある市町村の何倍の数の市町村にそのお金が行くわけです。これに対して、非常に現場はこれから大変だろうなと思います。そこで、どのように国民の納得し得る事業にしていくのか厳しくチェックされる面もあると感じました。

この連動で、この森づくり基金という制度についても、ある面で市民からの注目が再び集まると思っておりますので、少し気を引き締めてこの基金の使途、よりよい使い方について考えていく、それから情報も発信していくことが非常に重要になってくるように思います。

この活動の情報をいかに発信して、新しく活動される方にも、このようにしていけば良いというヒントを与えられるような取り組みが必要になると想っています。また今後、この基金自体の位置づけ、役割が問われてくる場面があるかと思いますので、委員の皆さんにもご意見をいただきながら考えてまいりたいと思います。

続いての議事は「その他」となっておりますが、事務局から何かございますか。

栗生主任

1点ご審議をお願いしたい案件がございます。

平成30年度の募集段階で、今回の募集には間に合わないので、2次募集があれば応募したいなどの声があります。本日ご審議いただきました案件の応募申請金額からも、この事業の予算枠的にも余裕がありますので、平成30年度の採択後、6月から7月ごろをめどに 2次募集を実施したいと考えております。つきましては、2次募集の実施の可否につきましてご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

■委員長

まだ少し予算に余裕がございますので、2次募集についても考えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

■委員長

2次募集を実施したいと思います。

それでは、以上で「その他」も含めまして議事を終了いたします。

- 委員 ■委員が途中退席されましたが、署名委員になっています  
が、特に問題はないでしょうか。
- 泉森整課長 ■委員も急遽でしたので、できれば最後までご審議をいた  
だいた方に変更をしていただければ、と思います。
- 委員長 それでは、議事録署名人を1名変更いたしまして ■委員に  
お願ひしたいと思います。
- 〔委員うなづく〕
- 委員長 以上をもちまして本日の委員会はこれで終了いたします。
- 田中副課長 本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取り  
まとめて、各委員の皆様に発言の内容をご確認いただきます。  
その上で、議事録署名人になられております ■委員様と ■  
委員様に署名・捺印をお願いしたいと思いますので、よろしく  
お願ひいたします。
- 田中副課長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

閉会 午前11時12分